

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号) 1
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(平成十六年経済産業省令第九十七号) 9

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 一 二十六 「略」 二十七 「粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であつて、大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設に該当する施設をいう。 二十八 「石綿粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であつて、大気汚染防止法第十条に規定する特定粉じん発生施設に該当する施設、石綿の用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除き、原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限る。）、ベルトコンベア及びバケットコンベア（湿式のもの及び密閉式のものを除き、ベルトの幅が0・75メートル又はバケットの内容積が0・03立方メートル以上のものに限る。）並びに捨石、鉱さい及び沈殿物の集積場（面積が一平方メートル以上であるものに限る。）をいう。 二十九 四十四 「略」 四十五 「水銀排出施設」とは、鉱山等の施設であつて、大気汚染防止法第二条第十三項に規定する施設をいう。 (水銀等の処理) 第二十条の二 法第八条の規定に基づき、鉱煙（水銀及びその化</p>	<p>(定義) 第一条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 一 二十六 「略」 二十七 「粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であつて、大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設に該当する施設をいう。 二十八 「石綿粉じん発生施設」とは、坑外に設置する鉱山施設であつて、大気汚染防止法第十一条に規定する特定粉じん発生施設に該当する施設、石綿の用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除き、原動機の定格出力が十五キロワット以上のものに限る。）、ベルトコンベア及びバケットコンベア（湿式のもの及び密閉式のものを除き、ベルトの幅が0・75メートル又はバケットの内容積が0・03立方メートル以上のものに限る。）並びに捨石、鉱さい及び沈殿物の集積場（面積が一平方メートル以上であるものに限る。）をいう。 二十九 四十四 「略」 「新設」 「新設」</p>

合物（以下「水銀等」という。）を含有するものに限る。）の処理について、鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 水銀排出施設においては、水銀等除去装置の設置その他の水銀等による鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 二 水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量は、大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準に適合すること。

第二十条の三 [略]

第二十条の四 [略]

第四十六条 法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
一〇九 [略]	[略]	[略]
九の二 水銀排出施設から大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準（以下この号において単に「排出基準」という。）に適合しない水銀等を排出したとき	排出後速やかに大気汚染防止法施行規則第十六条の二第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）実施後速やかに	排出の状況 排出の状況

第二十条の二 [略]

第二十条の三 [略]

第四十六条 法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
一〇九 [略]	[略]	[略]
[新設]	[略]	[略]

事項 一〇四 [略]	十 揮発性有機化合物排出施設から第二十条の三第二号の排出基準に適合しない揮発性有機化合物を大気中に排出したとき	[略]	[略]	再測定を実施した日から三十日以内（大気汚染防止法施行規則第十六条の二第四号の測定の結果が、排出基準に適合しない場合に限り。）	排出の状況及び講じた措置の詳細
				2 前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。	[略]
五 坑廃水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第五号（当該坑廃水処理施設等が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同条第二項の規定に該当する場合を除く。）から第九号まで及び同条第二項第五号から第八号までの事項並びに水道水源法第十一条第一項第五号から第八号まで及び同条	当該変更を行う三十日前まで	変更事項			

事項 一〇四 [略]	十 揮発性有機化合物排出施設から第二十条の二第二号の排出基準に適合しない揮発性有機化合物を大気中に排出したとき	[略]	[略]		
				2 前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。	[略]
五 坑廃水処理施設等に係る水質汚濁防止法第五条第一項第五号（当該坑廃水処理施設等が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同条第二項の規定に該当する場合を除く。）から第九号まで及び同条第二項第五号から第八号までの事項並びに水道水源法第十一条第一項第五号から第八号まで及び同条	当該変更を行う三十日前まで	変更事項			

<p>第二項各号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第四号から第六号までの事項、鉍煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第五号及び第六号の事項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十三第一項第五号及び第六号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第七條の五第一項第五号及び第六号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条第一項第五号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第五号及び第六号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第四号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第四号及び第五号の事項、ダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第五号及び第六号の事項並びに千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「議定書」という。）に基づく担保措置としての燃料油の品質に関する事項について、変更しようとするとき</p>	<p>五の二 坑廃水処理施設等に係る水質汚</p>	<p>変更を行</p> <p>変更事項</p>
<p>第二項各号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第四号から第六号までの事項、鉍煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第五号及び第六号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第七條の五第一項第五号及び第六号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条第一項第五号の事項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第五号及び第六号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第四号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第四号及び第五号の事項、ダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第五号及び第六号の事項並びに千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「議定書」という。）に基づく担保措置としての燃料油の品質に関する事項について、変更しようとするとき</p>	<p>五の二 坑廃水処理施設等に係る水質汚</p>	<p>変更を行</p> <p>変更事項</p>

<p>濁防止法第五条第一項第一号及び第二号、同条第二項第一号及び第二号の事項、水道水源法第十一条第一項第一号及び第二号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第一号及び第二号の事項、<u>鉛煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第一号及び第二号の事項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十三第一項第一号及び第二号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第一号及び第二号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第一号及び第二号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第一号及び第二号の事項について、変更があったとき</u></p>	<p>つた日から三十日以内</p>	<p>承継があった日か 承継した事実</p>
<p>濁防止法第五条第一項第一号及び第二号、同条第二項第一号及び第二号の事項、水道水源法第十一条第一項第一号及び第二号の事項、有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第五条第三項第一号及び第二号の事項、<u>鉛煙発生施設に係る大気汚染防止法第六条第一項第一号及び第二号の事項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の五第一項第一号及び第二号の事項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の六第一項第一号及び第二号の事項、騒音発生施設に係る騒音規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項、振動発生施設に係る振動規制法第六条第一項第一号及び第二号の事項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第一号及び第二号の事項について、変更があったとき</u></p>	<p>つた日から三十日以内</p>	<p>承継があった日か 承継した事実</p>
<p>五の三 坑廃水処理施設等、有害物質貯蔵指定施設、<u>鉛煙発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設、石綿粉じん発生施設</u>、</p>	<p>承継があった日か つた日から三十日以内</p>	<p>承継した事実</p>
<p>五の三 坑廃水処理施設等、有害物質貯蔵指定施設、<u>鉛煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設、石綿粉じん発生施設、騒音発生施設</u>、</p>	<p>承継があった日か つた日から三十日以内</p>	<p>承継した事実</p>

九	三	一	二	別表第一（第一条第二項第三十四号、第十八条第七号、第八号、第十号及び第十二号関係）	七十一	六	騒音発生施設、振動発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置された鉱山等に係る鉱業権を承継したとき	六 坑廃水処理施設等及び有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第六条、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第七条第一項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十四第一項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の六第一項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の二第一項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の七第一項、騒音発生施設に係る騒音規制法第七条第一項、振動発生施設に係る振動規制法第七条第一項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定の適用を受けるとき	当該規定の適用を受ける日から三十日以内	当該規定に定められる届出事項
		〔略〕	〔略〕							
		〔略〕	カドミウム又はその化合物		〔略〕					
		〔略〕	・〇九ミリグラム以下							

九	三	一	二	別表第一（第一条第二項第三十四号、第十八条第七号、第八号、第十号及び第十二号関係）	七十一	六	振動発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置された鉱山等に係る鉱業権を承継したとき	六 坑廃水処理施設等及び有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第六条、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第七条第一項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の六第一項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の二第一項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の七第一項、騒音発生施設に係る騒音規制法第七条第一項、振動発生施設に係る振動規制法第七条第一項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定の適用を受けるとき	当該規定の適用を受ける日から三十日以内	当該規定に定められる届出事項
		〔略〕	〔略〕							
		〔略〕	カドミウム又はその化合物		〔略〕					
		〔略〕	・三ミリグラム以下							

備考 1～3 〔略〕	別表第二(第三十一条関係)	特定施設の種類の種類	変更の工事の届出が必要となる事項
		一～四 〔略〕	
備考 1～3 〔略〕	別表第二(第三十一条関係)	五 石油鉱山における掘削施設(全出力五百キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに第三号、第九号及び第三十二号の施設を除く。)	1～3 〔略〕 4 水銀排出施設の構造 5、6 〔略〕
		六 石油鉱山における海洋掘削施設(第三号、全号、第九号及び第三十二号の施設を除く。)	1～3 〔略〕 4 水銀排出施設の構造 5、6 〔略〕
備考 1～3 〔略〕	別表第二(第三十一条関係)	六～十三 〔略〕	〔略〕
		十四 鉱煙発生施設(第二号、第五号、第六号、第二十号、第二十四号から第二十六号まで及び第三十二号の施設の一部をなす)	〔略〕

備考 1～3 〔略〕	別表第二(第三十一条関係)	特定施設の種類の種類	変更の工事の届出が必要となる事項
		一～四 〔略〕	
備考 1～3 〔略〕	別表第二(第三十一条関係)	五 石油鉱山における掘削施設(全出力五百キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに第三号、第九号及び第三十二号の施設を除く。)	1～3 〔略〕 4、5 〔略〕
		六 石油鉱山における海洋掘削施設(第三号、全号、第九号及び第三十二号の施設を除く。)	1～3 〔略〕 4、5 〔略〕
備考 1～3 〔略〕	別表第二(第三十一条関係)	六～十三 〔略〕	〔略〕
		十四 鉱煙発生施設(前各号及び第二十号から第三十三号までの施設の一部をなすものを除く。)	〔略〕

<p>ものを除く。） 十四の二 水銀排出施設（第五号、第六号、第二十号、第二十三号から第二十六号まで及び第三十二号の施設の一部をなすものを除く。） 十五 粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設（第十五号、第二十一号及び第二十三から第二十八号までの施設の一部をなすものを除く。） 十六 坑廃水処理施設（水道水源法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を含み、第五号、第六号、第十一号、第二十一号及び第二十三号から第二十八号までの施設の一部をなすものを除く。）</p>		<p>ものを除く。） 十四の二 水銀排出施設（第五号、第六号、第二十号、第二十三号から第二十六号まで及び第三十二号の施設の一部をなすものを除く。） 十五 粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設（第十五号、第二十一号及び第二十三から第二十八号までの施設の一部をなすものを除く。） 十六 坑廃水処理施設（水道水源法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を含み、第五号、第六号、第十一号、第二十一号及び第二十三号から第二十八号までの施設の一部をなすものを除く。）</p>
		<p>水銀排出施設の構造</p>

<p>十六 坑廃水処理施設（水道水源法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を含み、前各号及び第二十号から第三十三号までの施設の一部をなすものを除く。）</p>	<p>十五 粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設（前各号及び第二十号から第三十三号までの施設の一部をなすものを除く。）</p>	<p>「新設」</p>
		<p>「新設」</p>

<p>十七 ダイオキシ 類発生施設(第五 号、第六号、第二 十号、第二十四号 から第二十六号ま で及び第三十二号 の施設の一部をな すものを除く。)</p>	<p>十八、十九 [略] 二十 廃棄物焼却炉 (第五号、第六号 及び第二十四号か ら第二十六号まで に掲げる施設に附 属するもの並びに 火格子面積(火格 子の水平投影面積 をいう。)が二平 方メートル未満で あって、焼却能力 が一時間につき二 百キログラム未満 のものを除く。)</p>	<p>二十一、二十二 [略]</p>	<p>二十三 原動機を使 用する選炭場</p>
			<p>3 2 1 [略] 水銀排出施設の構造 [略]</p>

<p>十七 ダイオキシ 類発生施設(前各 号及び第二十号か ら第三十三号まで の施設の一部をな すものを除く。)</p>	<p>十八、十九 [略] 二十 廃棄物焼却炉 (第五号、第六号 及び第二十四号か ら第二十六号まで に掲げる施設に附 属するもの並びに 火格子面積(火格 子の水平投影面積 をいう。)が二平 方メートル未満で あって、焼却能力 が一時間につき二 百キログラム未満 のものを除く。)</p>	<p>二十一、二十二 [略]</p>	<p>二十三 原動機を使 用する選炭場</p>
			<p>2 1 [略] [新設] [略]</p>

<p>二十四 原動機を使用する選鉱場（碎鉱施設を含む。）</p>	<p>1、2 〔略〕</p> <p>3 水銀排出施設の構造</p> <p>4、5、6 〔略〕</p>	<p>二十五 か焼場又は乾燥場</p>	<p>1、2 〔略〕</p> <p>3 水銀排出施設の構造</p> <p>4、5 〔略〕</p>	<p>二十六 製錬場</p>	<p>1、2 〔略〕</p> <p>3 水銀排出施設の構造</p> <p>4、5 〔略〕</p>	<p>二十七～三十一 〔略〕</p>	<p>三十二 最高使用圧力〇・四メガパスカル以上のボイラー（最高使用圧力一メガパスカル以下の貫流式のボイラー（管寄せの内径が十五センチメートルを超える多管式のものを除く。）であって、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三十七</p>
----------------------------------	--	---------------------	--	----------------	--	------------------------	--

<p>二十四 原動機を使用する選鉱場（碎鉱施設を含む。）</p>	<p>1、2 〔略〕</p> <p>3 〔新設〕</p> <p>3、4、5 〔略〕</p>	<p>二十五 か焼場又は乾燥場</p>	<p>1、2 〔略〕</p> <p>3、4 〔新設〕</p> <p>3、4 〔略〕</p>	<p>二十六 製錬場</p>	<p>1、2 〔略〕</p> <p>3 〔新設〕</p> <p>3、4 〔略〕</p>	<p>二十七～三十一 〔略〕</p>	<p>三十二 最高使用圧力〇・四メガパスカル以上のボイラー（最高使用圧力一メガパスカル以下の貫流式のボイラー（管寄せの内径が十五センチメートルを超える多管式のものを除く。）であって、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三十七</p>
----------------------------------	---	---------------------	---	----------------	---	------------------------	--

<p>三十三～三十五 「略」</p>	<p>センチメートル以下で、その内容積が〇・〇七立方メートル以下のものに限る。）を除く。 ）又は蒸気圧力容器（最高使用圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のものを除く。）</p>
<p>三十三～三十五 「略」</p>	<p>センチメートル以下で、その内容積が〇・〇七立方メートル以下のものに限る。）を除く。 ）又は蒸気圧力容器（最高使用圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のものを除く。）</p>

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）

改正案

現行

備考 1～3 [略]	九 三 [略]	二 カドミウム又はその化合物 [略]	一 [略]	別表第三（第三十一条関係） 三の三 前号の水銀濃度の測定方法は、大気汚染防止法施行規則第十六条の十二第一号の測定方法によること。 四～二十二 [略]	第五條（鉱害の防止） [略] 一～三 [略] 三の二 水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）は、大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準に適合していること。 三の三 前号の水銀濃度の測定方法は、大気汚染防止法施行規則第十六条の十二第一号の測定方法によること。 四～二十二 [略]
	九 三 [略]	二 カドミウム又はその化合物 [略]	一 [略]	別表第三（第三十一条関係） 「新設」 四～二十二 [略]	第五條（鉱害の防止） [略] 一～二十二 [略] 「新設」
備考 1～3 [略]	九 三 [略]	二 カドミウム又はその化合物 [略]	一 [略]	別表第三（第三十一条関係） 三の三 前号の水銀濃度の測定方法は、大気汚染防止法施行規則第十六条の十二第一号の測定方法によること。 四～二十二 [略]	第五條（鉱害の防止） [略] 一～二十二 [略] 「新設」
備考 1～3 [略]	九 三 [略]	二 カドミウム又はその化合物 [略]	一 [略]	別表第三（第三十一条関係） 「新設」 四～二十二 [略]	第五條（鉱害の防止） [略] 一～二十二 [略] 「新設」